

議案第19号

向日市都市公園等条例の一部改正について

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例

向日市都市公園等条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
	名称	位置		名称	位置
都 市 公 園	略		都 市 公 園	略	
	物集女城公園	向日市物集女町中条地内		物集女城公園	向日市物集女町中条地内
	<u>森本東部ふれあい公園</u>	<u>向日市森本町上町田地内</u>	略		
	<u>森本東部どんぐり公園</u>	<u>向日市森本町下町田地内</u>			
略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。